平成２８年（フ）第２８号
沖縄県国頭郡本部町字伊豆味173番地５　太田アパート203号
債務者　具志堅幸次
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第２９号
沖縄県国頭郡本部町字伊豆味173番地５　太田アパート203号
債務者　具志堅綾香
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第２０２号
青森県上北郡七戸町字蛇坂57番地12　蛇坂団地３号
債務者　高松　　晃
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５２５号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根90番地の65
債務者　小川　　満
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６２０号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀411―221、住民票上の住所静岡県熱海市泉269番地の１　ダイアパレス湯河原グランヒルズ二番館1203号
債務者　三上　忠彦
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６３３号
神奈川県伊勢原市高森１丁目４番地の１　グリシーヌガーデンＡ103号
債務者　新野　耕司
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６３５号
神奈川県小田原市田島707番地
債務者　中館　麻矢
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２４８号
愛知県津島市西柳原町３丁目２番地　スカイ友４Ａ号
債務者　服部眞奈美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１００号
山口市大内御堀1708番地５
債務者　山崎　　唯
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
山口市秋穂東1487番地
債務者　園田　浩幸
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
山口県防府市石が口１丁目７番18―１号
債務者　塩田　麻子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４９２号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅13号棟102号室
債務者　柳田　律子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７０号
愛知県蒲郡市竹谷町上松13番地　ヴェトレリーア201
債務者　三河ボクシングジムこと　常泉　和也
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月30日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１７１号
愛知県豊川市蔵子１丁目７番地14　カーサフロイデ201号
債務者　菅沼　博行
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４１０号
静岡県掛川市浜野新田176番地の２、前住所静岡県掛川市沢田21番地の３レオパレスグレンツェ掛川104
債務者　鐘ヶ江ダニエルこと　カネガエ　バスコンセロス　シドニー　ダニエル　または　カネガエ　バスコンセルス　シドニー　ダニエル
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

第明治三十五種郵便物認可